

令和3（2021）年度 事業報告

1. 検 査

(1) 法定検査

浄化槽法第7条及び第11条に定める法定検査業務を実施するとともに、受検率向上のため受検の啓発に努めた。

指定検査地域：一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、豊田市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

検査実施基数：第7条 4, 736基（昨年度 4, 837基）
第11条 82, 496基（昨年度 77, 273基）
合 計 87, 232基（昨年度 82, 110基）

（内訳：民間施設 55,890基、補助 28,987基、公共施設 2,355基）

検査結果：イ適正、ロおおむね適正、ハ不適正

第7条	イ	3,112基	(65.7%)
	ロ	812基	(17.1%)
	ハ	812基	(17.1%)
第11条	イ	59,098基	(71.6%)
	ロ	13,010基	(15.8%)
	ハ	10,388基	(12.6%)
合 計	イ	62,210基	(71.3%)
	ロ	13,822基	(15.8%)
	ハ	11,200基	(12.8%)

検査結果は、浄化槽法に基づき所轄の行政機関に報告するとともに、不適正浄化槽※については、改善の助言を行った。

※第7条の主な不適正内容：保守点検の未実施	758基	(93.3%)
第11条の主な不適正内容：清掃の回数不足	7,658基	(73.7%)
送風機停止	1,346基	(13.0%)

(2) 自主協会検査

ア 既製コンクリート管浄化槽の適正な設計・施工を期するため協会検査業務を行った。

事前審査基数：61基

現場検査基数：39基

イ FRP製浄化槽の適正な施工を期するため協会検査業務を行った。

事前審査基数：59基

現場検査基数：43基

2. 機能保証

浄化槽設置整備事業により設置される浄化槽の機能保証制度の周知に努め、保証登録を行った。登録件数1,035基

3. 調査研究

- (1) 浄化槽設置整備事業実施市町村の補助制度概要を調査し、「令和3年度浄化槽設置費補助金制度のあらまし」を作成し、配付した。
- (2) 浄化槽設置整備事業に係わる登録浄化槽実地調査（公益財団法人日本環境整備教育センターからの受託）を行った。

4. 広報宣伝

- (1) 浄化槽宣伝ポスター及びパンフレット「地球環境にやさしい合併処理浄化槽の手引き」「使った水をキレイにして自然へ返そう」「合併処理浄化槽と上手につきあう方法」並びに「浄化槽の適正な管理」等を市町村及び一般県民に配布し、啓発した。
- (2) 法定検査の受検促進のために回覧チラシを作成し、市町村に提供して、住民等への回覧の要請を行った。
- (3) 「アイjóhくん」を活用し、スマートフォンを中心としたWEB広告の配信等により、法定検査の受検を啓発した。
- (4) 主要駅構内のマルチビジョンを活用してデジタルサイネージを行い、浄化槽法定検査の受検率向上に努めた。
- (5) 広報「浄化槽あいち」の発行及び「全浄連ニュース」を配付し、浄化槽に関する各種の情報を提供した。

・広報「浄化槽あいち」の発行 2回（7月、1月）

・「全浄連ニュース」の配付 4回（4月、7月、11月、1月）

- (6) 浄化槽の普及推進、適正な施工・使用及び維持管理を啓発する浄化槽模型やパネル等を作成し、行政機関等に貸し出して、浄化槽に対する知識の普及に努めた。

浄化槽模型貸出し 2回

パネル貸出し 2回

5. 相談

一般県民からの直接、あるいは電話・メール等による各種相談・質問に対応し、適切な助言等を行った。

6. 知識・技術の向上

- (1) 指定検査機関東海北陸ブロック協議会、愛知県浄化槽指定検査機関連絡会議等に参加し、協議、情報収集及び知識・技術の向上を図った。
- (2) 愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会主催の市町村職員研修会において、市町村職員を対象に「法定検査から見た愛知県の浄化槽について」の講演を

行った。

- (3) 全国浄化槽団体連合会や同会東海地区協議会の活動に協力し、共通の目的達成のために情報の収集・交換に努めた。
- (4) 浄化槽設備士資格取得のため、浄化槽メーカーの協力を得て試験対策研修会を開催し、浄化槽設備士の育成に努めた。
- (5) 浄化槽法に基づく資格取得のための試験及び講習等の開催に係る受託業務を行った。

浄化槽設備士試験	1 2 7名
浄化槽管理士試験	2 6 2名
浄化槽管理士講習	1 0 5名
浄化槽技術管理者講習会	8 2名

7. 設置届出及び適正設置の啓発

- (1) 広報紙及び浄化槽設置者向けリーフレットを活用して、適正な届出、施工、維持管理の啓発に努めた。
- (2) 浄化槽関係届出用紙の頒布及び届出書作成の助言を行い、届出提出の円滑化を図った。
- (3) 愛知県浄化槽指導要領に基づく、市町村長あての浄化槽工事業務の報告書の提出について、その業務を補完し、提出の円滑化を図った。

8. 組織の強化

部会・委員会の活動を充実・強化し、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びにその製造、施工及び維持管理の適正化に努めた。

9. 行政協力

- (1) 浄化槽法に基づく浄化槽工事業登録及び届出等用紙の頒布並びに手続きの助言を行った。
- (2) 建築基準法・浄化槽法及び愛知県浄化槽保守点検業の登録に関する条例の一部改正並びに浄化槽に係わる諸問題について関係行政機関との連携を密にし、問題点について協議検討を行い、情報の収集・交換を行った。
- (3) 全国浄化槽団体連合会が執行団体となった環境省の「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」に関するPR活動及び愛知県内で実施された事業の受付を行った。
- (4) 愛知県及び一宮市浄化槽協議会に参加するなど関係行政機関及び浄化槽関係団体との連帯を密にし、協働に努めた。
- (5) 愛知県知事から委嘱された浄化槽相談員により、浄化槽管理者等からの浄化槽に関する疑問、要望に応え、法定検査の受検、適正な維持管理等に関する助言と啓発を行った。

10. 合併浄化槽の推進

- (1) 広報宣伝活動を実施し、浄化槽の普及・啓発及び機能保証登録のほか、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に関する情報を発信した。

- (2) 自由民主党愛知県支部連合会の労働・環境関係団体政策懇談会において、また、公明党愛知県本部団体懇談会において、①「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に当たっての個人負担の軽減」、②「避難所（学校、公民館等）への浄化槽の設置」、③「浄化槽台帳の整備と情報共有ネットワークの構築」、④「浄化槽の維持管理の徹底」について、国会議員及び県・名古屋市議会議員に要望を行った。

1 1. 会議の開催

- | | |
|--|------|
| (1) 第 41 回定時社員総会（令和 3 年 6 月 21 日・出席会員 166 名） | |
| (2) 理事会 | 10 回 |
| (3) 正副会長会 | 4 回 |
| (4) 委員会 | |
| 製造施工委員会 | 1 回 |
| 維持管理委員会 | 2 回 |
| 総務委員会 | 3 回 |
| 事業広報委員会 | 1 回 |
| (5) 特別委員会 | |
| 合併推進委員会 | 1 回 |